

23.0.児童福祉法施行に伴う児童発達支援等サービス利用者に対する  
新宿区利用者負担軽減事業運営要綱

平成 24 年 4 月 1 日 24 新福障経第 221 号福祉部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）に基づき行われる児童発達支援等の通所給付決定保護者に対する利用者負担の軽減措置を区長が実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 この事業の対象者（以下「対象者」という。）は、第 4 条第 1 項については児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「施行令」という。）第 24 条第 1 号から第 2 号に該当する者とし、第 4 条第 2 項については次に掲げる者とする。

- (1) 施行令第 24 条第 3 号に規定する無償化対象通所児童の保護者
- (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている世帯に属する通所給付決定保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付を受けている通所給付決定保護者
- (3) 当該年度分の区市町村民税が非課税である世帯に属する通所給付決定保護者
- (4) その他区長が特に必要と認める者

(対象サービス)

第 3 条 この事業の対象となるサービスは、下記のとおりとする。

- (1) 法第 6 条の 2 の 2 第 2 号に規定する児童発達支援
- (2) 法第 6 条の 2 の 2 第 3 号に規定する医療型児童発達支援
- (3) 法第 6 条の 2 の 2 第 4 号に規定する放課後等デイサービス
- (4) 法第 6 条の 2 の 2 第 5 号に規定する居宅訪問型児童発達支援
- (5) 法第 6 条の 2 の 2 第 6 号に規定する保育所等訪問支援

(軽減内容)

第 4 条 区長は、第 2 条で定める対象者が第 3 条で定める対象サービスについて法第 21 条の 5 の 3 第 1 項で定める障害児通所給付費または法第 21 条の 5 の 4 第 1 項で定める特例障害児通所給付費の支給を受けた場合に、利用者負担額を法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号に定める額の 100 分の 3 に減額し、法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 2 号に定める額から減額後の額を減じた差額（減額後の額が、法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 2 号に定める額を超える場合は零）を対象者に給付するものとする。

2 区長は、前条第 1 号及び第 2 号に定めるサービスの提供を受けた障害児に係る法第 21 条の 5 の 3 第 1 項で定める通所特定費用のうち、食事の提供に要する費用（以下「食費」という。）を対象者に代わり法第 21 条の 5 の 15 第 1 項に定める指定障害児通所支援事業者（以下「事業者」という。）に 1 食につき 550 円を上限として支払うものとする。

(対象者の決定等)

第5条 前条第1項の給付を受けようとする者は、区長に対して新宿区障害児通所給付費支給決定申請書兼利用者負担額減額・免除申請書(新宿区児童福祉法施行規則(以下、「福祉法規則」という。)第4号様式))により申請するものとする。

2 福祉法規則第4条に基づき障害児費等の支給決定申請を同時に行なう場合は、前項の申請があったものとみなす。

3 区長は、第1項の申請を審査し、第2条に定める対象者であると認めたときは、申請者に新宿区障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除決定通知書(福祉法規則第5号様式)を交付し、通所受給者証(福祉法規則第6号様式)にその旨を記載する。

4 区長は、第2条に定める対象者でないと認めたときは、新宿区障害児通所給付費不支給決定通知書(福祉法規則第8号様式)を交付する。

5 第2項の規定により福祉法規則第5条に基づく障害児通所給付費等の支給決定通知書等が交付された場合は、第3項又は前項の決定があったものとみなす。

(軽減の方法)

第6条 対象者が、事業者から対象サービスの提供を受けたときは、区長は、第4条第1項に定める給付費を当該事業者に支給することができる。

2 前項本文の規定による支払があったときは、対象者に対し第4条第1項に定める給付費の支給があったものとみなす。ただし、区長が必要と認めるときは、前項にかかわらず対象者に直接給付費を支給することができる。

3 区長は、対象者の利用者負担額が第4条第1項による減額後の利用者負担額で支払われていることを確認するため、事業者利用者負担額の請求書又は領収書の控えその他必要な書類の提出を求めることができる。

(軽減額の請求等)

第7条 事業者が、前条第1項(同条第2項ただし書を含む。)により、第4条第1項に定める給付費を請求する場合は、障害児通所給付費の請求と併せて、障害児通所給付費等の請求に関する省令(平成18年厚生労働省令第179号)に基づき請求するものとする。

2 事業者が、第4条第2項に定める食費を請求する場合は、請求書その他必要な書類を添えるものとする。

3 区長は、前2項の請求を審査し、支払うべきものと認められる場合は、速やかに請求者に支払うものとする。

(高額障害児通所給付費の適用関係)

第8条 高額障害児通所給付費については、この要綱による軽減措置適用後の利用者負担額を基に算定することとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 この要綱による給付を受ける権利は、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(不正利得の返還)

第10条 偽りその他不正の行為によって、この要綱による給付を受けた者がいるときは、

区長は、その者から、当該給付の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日 24 新福障経第 221 号）

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、食費の負担軽減に係る規定については、同日以後も、なお効力を有する。

附 則（平成 27 年 2 月 26 日 26 新福障経第 2167 号）

この要綱は、平成 27 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日 26 新福障経第 2353 号）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日 29 新福障経第 2335 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 30 日 31 新福障経第 5977 号）

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 10 月 20 日 2 新福障経第 1374 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、令和 2 年 3 月 2 日から適用する。  
（新型コロナウイルス感染症に関する特例措置）
- 2 区長は、令和 2 年 3 月 2 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、令和元年度特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業実施要綱（31 福保障施第 3618 号）及び令和 2 年度特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業実施要綱（2 福保障施第 694 号）で定めるもののうち区長が実施する事業について、第 3 条第 3 号で定める対象サービスに係る第 4 条第 1 項に定める利用者負担額を、法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号に定める額の 100 分の 3 から零にする。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日 2 新福障経第 2557 号）

この要綱は、決定の日から施行する。